

「第3期川崎市文化芸術振興計画」を策定しました

川崎市では、平成26(2014)年3月に策定（平成31年に改訂）した「第2期川崎市文化芸術振興計画」に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。

この度、令和6年3月に計画期間が終了することに伴い、引き続き、文化芸術振興を推進していくため、広く市民の皆様からの御意見を募集したところ、寄せられた意見が、案に沿ったものや、要望であったことから、その結果を踏まえ、「第3期川崎市文化芸術振興計画」を策定しました。

1 意見募集の期間

令和5(2023)年11月24日(金) ~ 令和5(2023)年12月25日(月)

2 意見総数

10通 25件

3 資料

資料1 「第3期川崎市文化芸術振興計画」(案)に関するパブリックコメント結果について

資料2 第3期川崎市文化芸術振興計画(概要版)

4 その他

意見募集の結果については、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000156072.html>

【問合せ先】

川崎市市民文化局市民文化振興室 土屋
電話 044-200-2122

「第3期川崎市文化芸術振興計画」(案)に関するパブリックコメント結果について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

実施期間：令和5年11月24日(金)～令和5年12月25日(月)【32日間】

意見総数：10通 25件

意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること		1		1		2
2 第1章「第3期文化芸術振興計画の策定にあたって」に関すること						
3 第2章「本計画の基本的な考え方」に関すること		1				1
4 第3章「本計画の体系と施策の展開」に関すること		5	1	8	1	15
5 第4章「計画の推進について」に関すること			1	4		5
6 その他				1	1	2
合計		7	2	14	2	25

【対応区分】 A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

(2) 主な意見と本市の対応

主な意見

子ども達への文化芸術の体験機会の提供を求める意見や、活動場所の充実に関する要望などが寄せられました。

本市の対応

寄せられた意見が、案に沿ったものや、要望であったことから、所要の整備を行った上で「第3期文化芸術振興計画」を策定します。

1. 計画全般に関すること（2件）

No.	主な意見（要旨）	市の考え方	区分
1	本計画は、川崎市のまちづくりにおける位置づけが明確であり、プロジェクトレベルで、またプログラムレベルで具体的な活動が示されているところが非常にわかりやすい。	目指すまちの姿である「すべての市民が文化芸術に触れ、親しめるまち（本編 P14）」の実現に向けて、本計画に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。	B
2	自分たちの住む地域で文化芸術がどのような形で振興されていくのが最も関心の高い点で、本計画には、そのような観点が全くと言っていいほど触れられていないため、市全体に対して、住民のアクセスを考慮した個々の地域ごとの「文化芸術振興計画」が必要である。	本計画は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本計画の中で、「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進（本編 P17）」を位置付け、それぞれの地域の特色を活かした取組を進め、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめるまちを目指していきます。	D

2. 第1章「第3期文化芸術振興計画の策定にあたって」に関すること（0件）

3. 第2章「本計画の基本的な考え方」に関すること（1件）

No.	主な意見（要旨）	市の考え方	区分
3	既存の施設を有効活用する取組は、必要かつ重要な取り組みと考えており、文化芸術振興を推進するための計画との整合性にも注視します。	第2章4「本計画の位置付け（本編 P13）」のとおり、計画の策定にあたっては、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。また、基本目標3「市民が文化芸術に触れる場と機会の創出（本編 P27）」に記載のとおり、既存施設や民間施設等を有効活用に取り組んでいきます。	B

4. 第3章「本計画の体系と施策の展開」に関すること（15件）

No.	主な意見（要旨）	市の考え方	区分
4	「アート・フォー・オール」誰もが生活の中で、文化芸術に触れたり、活動に参加できる街・かわさきを目指す第3期文化振興政策に期待をし、具体的な実行と実現を、市民の皆さんと共に推し進められることを期待します。	「基本目標1施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進（本編 P15）」では、「アート・フォー・オール」に向けたまちづくりを定め、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境の実現に向けて、市民の皆様と共に進めていきます。	B

5	<p>Art for ALL の理念は素晴らしいと思うが、具体的にどういった分野と Art が共同したいのかわからなかったので、重点的に関与する分野を明らかにして、関係機関との連携・活動のイメージを具体化するという事も検討・追記してほしい。</p>	<p>アート・フォー・オールは、「誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境（本編 P16）」をつくるため、身近に文化芸術に触れ、アートを感じ親しめ、また、アートにより、様々な出会いや交流が促進され、自由で多彩な創作活動が生まれることなどを目指しています。</p> <p>アート・フォー・オールの実現に向け、文化施設のみならず、市内の身近なところでの活動や暮らしに寄り添う活動を通して、これまで文化芸術に興味のなかった層にも届けることにより、アートを介してコミュニケーションを生み、地域、そしてすべての市民が繋がりをあえる取組を進めていきます。</p>	D
6	<p>基本目標 1 の施策 2 「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」の取組に、川崎市を代表する地域資源である川崎大師の記述を明記してほしい。</p>	<p>本市では、それぞれの地域に特色ある文化芸術や民俗芸能が育まれており、主な取組として「東海道など江戸時代から栄えた街道筋、生田緑地や新百合ヶ丘周辺の文化施設が多く集まる地域（本編 P17）」のとおりとしておりますが、川崎大師（平間寺）についても、長い歴史の中で川崎の文化として根付いた、地域の文化資源の一つと認識しており、これらの地域資源を活用し、本市の魅力として発信する取組を進めていきます。</p>	D
7	<p>川崎市、そして日本の未来を照らす宝である子供たちに、様々な Art を持続的に体験してもらえよう取組についても進めてほしい。</p>	<p>子ども達への取組については、「基本目標 2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応（本編 P21）」に記載のとおり、文化芸術は人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養することから、学校や団体等と連携し、文化芸術の鑑賞や体験などの機会を提供することが重要と考えています。今後も、本計画に基づき、東京交響楽団等と連携した体験できる事業や、文化芸術活動を発表できる機会の提供など、子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむことができるよう、多様な主体と協働・連携しながら、引き続き取組を推進していきます。</p>	B

8	<p>文化施設に必要なことは、文化発信施設が入口となった様々なファシリテートかと思えます。</p> <p>様々なアーティストや作り手の方の相談窓口として、制作やキュレーション、助成金などのマネージメント、紹介などの斡旋、行政への複雑な申請、情報収集、外国語などの相談役や案内役のスタッフ育成をしつつ、アーティストと共に展示を作り、情報を発信して行ける人材を育成することで、日本中から注目を集める場所となってもらいたい。</p>	<p>「基本目標2 施策2の取組 ネットワークづくりの推進（本編 P22）」のとおり、文化芸術活動を行う団体、企業、芸術家等のネットワークづくりや様々なアートに係る人が交流できる場を創出するなど、相互に連携して文化芸術イベントや情報発信等を行う相互補完できる仕組みの創出に取り組んでいきます。</p>	D
9	<p>音楽イベントやアーティストのライブ誘致も予定している「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」が発表され、開業が計画期間内の2028年10月を予定していますので、同施設との連携・協働も本計画の施策の取組に盛り込んでほしい。</p>	<p>「基本目標2 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進（本編 P22）」のとおり、文化芸術活動に取り組んでいる企業など、様々な主体と相互の情報の共有化を進めるなど、活動主体と行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図っていきます。</p>	D
10	<p>「アート関係者が“つながる”ことで、関係する情報の共有やコラボ事業の創出や自発的な悩みの解決を促し、アート活動を活性化する仕組みをつくることで、誰もが身近に文化芸術に触れ、参加できる環境の実現を目指します」という定義・概要自体は大変結構です。それが実現されれば非常に素晴らしいと思います。</p>	<p>「基本目標2 施策2の取組 ネットワークづくりの推進（本編 P22）」のとおり、文化芸術活動を行う団体、企業、芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援するとともに、様々なアートに係る人が交流できる場を創出し、相互に連携しながら文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行なう仕組みの創出に取り組んでいきます。</p>	B
11	<p>アート関係者の誰と誰がどのようにつながり、どのような企画をもって「関係する情報の共有やコラボ事業の創出や自発的な悩みの解決を促し、アート活動を活性化する仕組みをつくること」をするのかについて、ある程度具体的なビジョンがないと、机上の空論となるので、明確にして頂けると、現実的なプロジェクトとして捉えることができると思います。</p>	<p>具体的には、「市内で活動するアーティストやアートディレクターなど市内アート関係者が集う交流会の実施や情報発信、共有の場づくり」（本編 P22）に取り組んでいきます。</p>	B

12	<p>「市民が文化芸術に触れる場と機会の創出」においては、音楽、アートへの積極的な取り組みにあわせ、文学へのアクセス、発信にも期待します。</p>	<p>「基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出（本編 P25）」に記載のとおり、市内では、美術、音楽、演劇、伝統文化や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など、多様な文化芸術活動が行われていると考えております。御意見をいただいた、文学をはじめとした幅広い分野が対象と考えていますので、今後も、本基本計画に基づき、文化芸術活動に多くの方が参加しやすい環境づくりを進めていきます。</p>	B
13	<p>文化施設等の効果的な運営においては、その維持管理も大きな課題と思います。</p>	<p>施設の維持管理については、限られた財源の中で文化施設特有の機能保持として、「施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進（本編 P26）」のため、中長期の修繕計画等により、計画的に進めていきます。</p>	C
14	<p>文化施設の管理運営を「指定管理者」等に移行する場合、施設の趣旨に行政が責任をもって対応できる「仕様書」の内容、予算、人的な質を充実させることが必要です。</p>	<p>文化施設については、文化芸術活動の拠点となり、市民が文化芸術に触れる機会を創出する場であると考えております。「基本目標3 施策1 文化施設等の効果的な運営（本編 P25）」のとおり、文化施設の適切な管理運営等によって、文化芸術活動がより活発に行われ、利用しやすい環境となるよう取組を進めていきます。</p>	D
15	<p>舞台芸術活動や鑑賞が安心・余裕をもって行えるよう活動内容によっては、文化施設等の利用時間の延長が可能な運営をぜひ実現してほしい。</p>	<p>文化施設等の利用時間等については、個々の施設の設置目的等によって異なるものですが、「基本目標3 施策1 文化施設等の効果的な運営（本編 P25）」のとおり、市民が身近に文化芸術に触れ、楽しみ、親しむことができる環境を提供していきます。</p>	E
16	<p>芸術における生成 AI の利用について、「禁止」・「推奨」どちらにもメリットとデメリットがあるが、明確な立場を提示することが重要である。</p>	<p>文化芸術活動における生成 AI の利用については、新しい表現方法や芸術作品の創出、文化遺産の画期的な修復・保存方法の発見など、様々な可能性があります。一方で、AI が芸術作品を生成することで、作品の希少性などが失われる恐れがあるほか、作成した作品の著作権等の課題もあることから、引き続き、生成 AI のメリットとデメリットを踏まえながら、文化芸術活動に与える影響等を注視していきます。</p>	D

17	誰もが身近に使える、300～500名のホールを各区にひとつ、アクセスも考慮した文化施設としての建設を切に望む。	誰もが身近に使える活動の場については、文化芸術団体へのアンケートでも「施設予約の取りづらさ」等の意見が多いことから、文化芸術振興における重要な課題の一つとして認識しています。本計画では、「基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出(本編P27)」に記載のとおり、既存施設や民間施設等を有効活用することで、文化芸術活動を行う環境の拡充を図っていきます。	D
18	誰でもが参加、発表、利用できるコミュニティハウスの施設や場(50人～200人が集まれる)を中学校単位くらいの密度で造ってほしい。		D

5. 第4章「計画の推進について」に関することに関すること(5件)

No.	主な意見(要旨)	市の考え方	区分
19	第4章1成果指標において、「人」により過ぎた指標、特に市民が「思う」「感じる」の成果指標が妥当なのか、疑問に感じます。市民が芸術活動に費やした金額(チケット料金等)など、客観的な指標をもう少し入れるべきではないかと考えます。	成果指標については、本市の総合計画の第3期実施計画の成果指標を活用していることから、本計画の独自指標の設定や内容は、計画の進捗状況などを注視しつつ、検討していきます。	C
20	第4章1成果指標において、「年1回以上文化芸術活動をする人の割合」が、文化庁の調査(平成31年)では25%に上るのに対し、本市では12.1%(令和3)となっています。全国と比べて半数というのはあまりにも差が大きく、これは設問によるのではないかという気がしております。どの程度が妥当な数字なのか、精査してもらいたいです。	文化庁による文化に関する世論調査と本市の市民アンケートの設問は、同じ内容であり、文化庁の令和4年度調査の「年1回以上文化芸術活動をする人の割合」が13.0%となっています。	D
21	企業・団体などと協働を進め、公的資金に頼る運営を変えていく必要がある。川崎は様々な大企業が立地しており、民間企業による、音楽施設の開業やアリーナの開業予定など、民間活力を無視することはできない。第4章2(2)川崎市文化財団、(3)文化団体、大学等との連携に加え、民間企業等との連携を推進するような目標設定がされることを望みます。	計画の推進にあたっては、「第4章2 連携による本計画の推進(本編P32)」に記載のとおり、市民、文化団体、大学等の教育研究機関、NPOのほか、企業等と連携・協働して取り組むことが重要であると考えており、御意見を踏まえて、第4章2(3)の表題を分かりやすくするため、「企業」を追記し、「文化団体、大学、企業等との連携」と修正いたしました。	D

22	第4章2の連携による本計画の推進について、川崎市第3期計画案は「文化芸術の振興」という考え方から、観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野との連携によるまちづくり施策として文化芸術の可能性を活用するという視点が弱いと感じました。文化芸術活動が盛んになることが目標なのではなく、そのことで活力ある社会やイノベーションにつながり、愛好家の直接的な受益だけでなく、間接的にも市民が豊かになることが目指されてほしいと考えます。	第2章4「本計画の位置付け」のとおり、「産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図るとともに、これらの関連分野の振興にも寄与すること（本編P13）」を目指しており、文化芸術により活力ある社会につなげ、市民が豊かになるよう取り組んでいきます。	D
23	第4章2(1)市内連携において、推進委員会の設置が掲げられており、大いに期待するが、「文化振興」のための連携だけではなく、別の政策の中に文化芸術が入っていくというベクトルも考えてください。	各関連分野に文化芸術の本質的価値を活かせるよう、文化芸術振興市内推進委員会等を通じ、関係各課との連携、協力を図っていきます。	D

6. その他(2件)

No.	主な意見(要旨)	市の考え方	区分
24	分野、自治体、国境、そして障がいといった様々な境界を越えて(Beyond the border)、川崎市の芸術の繋がり、川崎市に住む人々の人生の可能性が広がるような取り組みを期待します。	文化芸術は、人と人との心のつながりを生み、社会的包摂性を育むとともに、様々な価値観を認め合う寛容な多様性も育むことから、計画に基づき、文化芸術によるつながりを創出することで、様々な境界を越えた川崎の芸術のつながりや市民の人生の可能性が広がると考えています。	D
25	現サンピアンを全面改築して、他区にある市民館と同等な施設を移行することになっていますが、舞台芸術が発表できる舞台の広さと機材が充実した中ホールを切に望みます。	既存の労働会館を大規模改修し、設置する「(仮称)川崎市民館・労働会館」については、1階に現ホールと同等以上の音響設備や照明機材を備えた「ホール」を設置するほか、4階に音響設備や映像設備を備えた「ミニホール」を設置いたします。 今後も引き続き、多くの利用者にとって、使いやすい施設になるよう取組を進めていきます。	E

2 案からの変更点

用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

第3期川崎市文化芸術振興計画（概要版）

第1章 計画の策定にあたって

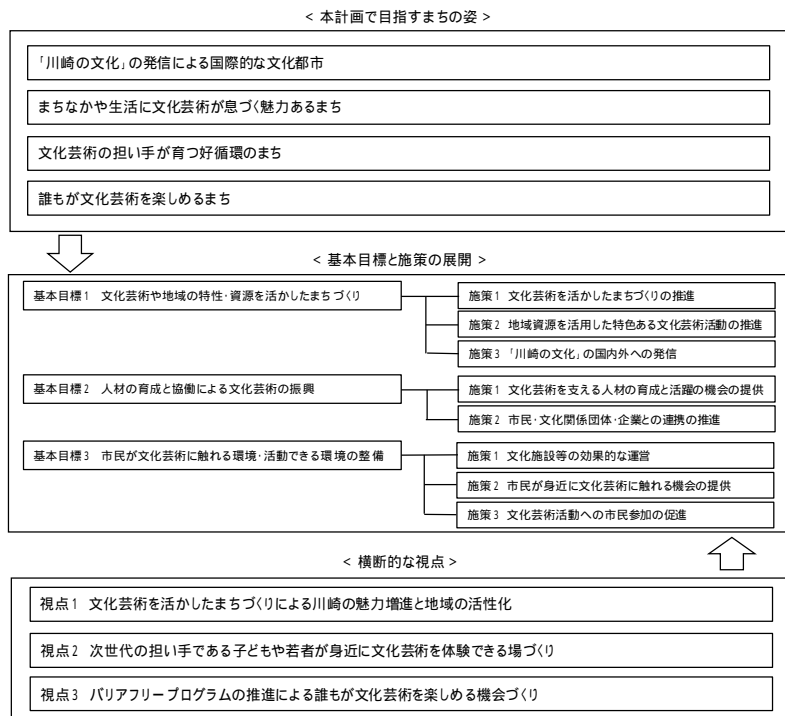
1 策定の経緯

- 本市は、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成17(2005)年4月に「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を制定し、この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20(2008)年3月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに平成26(2014)年3月には概ね10年間で計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定、計画期間の中間年である平成30(2018)年度に「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（以下「第2期計画（改訂版）」という。）として改訂しました。
- 第2期計画（改訂版）の最終年度を迎えることから、社会状況の変化や国の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直しを行い、令和6（2024）年度から10年間で計画期間とする「第3期川崎市文化芸術振興計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

2 第2期計画（改訂版）の評価、検証等

(1) 計画の体系

- 第2期計画（改訂版）では、川崎の文化芸術振興の方向性として、4つの「目指すまちの姿」を定め、目指すまちの姿を達成するため3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を進めました。また、取組を推進する際の重要な視点を「横断的な視点」として位置付けるとともに、計画全体の成果指標として川崎市総合計画第2期実施計画における成果指標を活用しました。



(2) 第2期計画（改訂版）の取組と評価及び検証 （成果指標の結果）

成果指標	実績値						参考値 (R3)	目標値 (R5)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合	47.4%		48.5%		45.2%		52.2% 以上	53.6% 以上
主要文化施設の入場者数	137.8万人	139.3万人	114.9万人	57.1万人	82.3万人	87.7万人	140.5万人 以上	140.5万人 以上
ミュージアムシンフォニーホール主催・共催公演の入場者率	74.00%	75.67%	75.54%	72.61%	75.63%	76.40%	74.0% 以上	74.5% 以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合	14.5%		13.4%		12.1%		18.0% 以上	19.0% 以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合	51.3%		51.8%		46.3%		57.0% 以上	58.5% 以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	17.8%		16.3%		11.4%		25.0% 以上	27.5% 以上

（注）参考値は川崎市総合計画（第2期実施計画）の計画期間の終期である令和3（2021）年度における目標値です
アンケート調査の実施周期の関係で実績値がないものは「-」で表しています

- 令和元年東日本台風による市民ミュージアムの被災、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響前は、文化芸術関連イベントや文化関連施設の運営などを行ったことにより、成果指標の大半が増加傾向であったことから、第2期計画（改訂版）で掲げた基本目標や施策の目的に沿った取組は、一定の効果があつたと確認できましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は事業中止や規模縮小が多かったことなどが原因で、成果指標は、一つの項目を除き、令和5年度の目標値を達成できない見込みとなります。
- 成果指標から見られる取組に対する課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による鑑賞者の減少、文化芸術活動の担い手の減少をはじめ、市民や地域の活動団体等との連携の更なる強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の一層の強化などが挙げられます。

3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化、将来的な人口減少・超高齢社会への対応など

(2) 国の動向等

文化芸術基本法（平成29年6月施行）に基づく文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月策定）など

(3) 本市の状況等

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり「アート・フォー・オール」の取組など

4 市民意見等の把握と整理

(1) 市民アンケート結果等（市民アンケート（単純集計値））

調査対象：川崎市在住の18歳以上の個人 調査方法：インターネット調査 有効回答数：1,500標本

令和5年度の市民アンケート結果から見ると、過去1年間に文化芸術を鑑賞した人は、令和3年度26.2%から令和5年度44.2%と増え、新型コロナウイルス感染症拡大後から回復傾向にあります。しかしながら、過去1年間の文化芸術活動をした人は、令和3年度13.3%から令和5年度14.6%と依然として低いままであり、文化芸術への興味がある人も令和3年度48.6%から令和5年度41.3%と減少しているため、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加できる環境づくりが必要と考えます。

(2) 文化芸術団体アンケート結果等

団体数は平成30年度10団体、令和5年度9団体

令和5年度の文化芸術団体アンケート結果から見ると、各文化芸術団体の加盟団体数は、令和3年度1団体、令和5年度3団体が減少、活動が活性化した団体は令和3年度8団体、令和5年度4団体と減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、減少傾向にあります。また、活動員の高齢化は9団体、次の世代への活動の継承は8団体が課題として捉え、子どもや若者のイベント等の実施などに取り組んでいるが、解決には至っておらず、各団体による取組だけでなく、団体間の連携等を深めることで、広域的な取組とすることや新しいアイデアの創出などにより、課題解決を目指していく必要があります。また、文化芸術活動の練習や発表をする施設は、予約が取りづらい（8団体）、規模の適した会場が少ない（4団体）という意見が多く、既存の施設や民間施設等の活用などの推進が必要と考えます。

第3期川崎市文化芸術振興計画（概要版）

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の策定の方針

第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、**文化芸術を取り巻く様々な状況の変化を踏まえて、必要な見直しを行います。**

2 本市の文化芸術振興の重点的な取組

(1)アート・フォー・オールの実現に向けた取組の推進

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境をつくり、文化芸術資源を活用した取組及び次代の担い手の育成を併せて進め、持続的に地域社会が抱える課題等を解決していくことを目指します。

(2)新たなミュージアムの整備と活動の展開

博物館、美術館が融合した「川崎らしい」新たなミュージアムの整備に向けた取組を進め、開設地周辺エリアの価値向上につながる取組に加え、人々がミュージアム活動に触れられる取組を進め、新たなミュージアムにおける「**まちなかミュージアム**」の活動を展開していきます。

(3)「かわさきパラム・プラットフォーム推進ビジョン」に基づく取組の推進

「かわさきパラム・プラットフォーム推進ビジョン」のレガシーである「すべての人が文化芸術活動に携わることができる環境が整っている」、「**すべての人が文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている**」状態の形成を目指し、多様性と社会的包摂を推進する取組を進めます。

(4)文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用

公共・民間施設の効率的・効果的な利活用、連携やアウトリーチ活動の実施等により、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる場を提供します。

3 本計画の策定における新しい要素

(1)横断的な戦略を位置付け【新規】

本市の文化芸術振興の重点的な取組は、「目指すまちの姿」の実現に向け、実施可能な部分を各々の取組に取り入れるため、**横断的な戦略として位置付けます**。各取組へ取り入れるため、考え方を示す視点ではなく、**具体的な取組を示す戦略**とします。（横断的な戦略）

(2)アート・フォー・オールの取組を位置付け【新規】

「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」（「目指すまちの姿」）
・「身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する」（横断的な戦略1）
・アートを通じてコミュニケーションを生み、誰でもつながりあえるまちを形成します。（基本目標1 施策1 取組3）

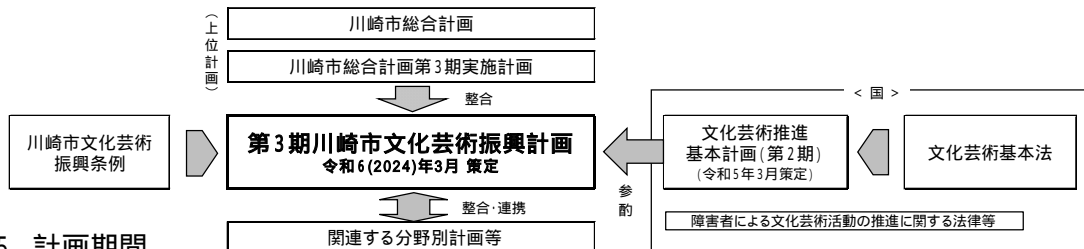
(3)新たなミュージアムの活動の展開を位置付け【新規】

・新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組（横断的な戦略2の取組）
・新たなミュージアムの拠点施設は、「リアルなモノ」に出会える機会を提供しつつ、限られた空間を有効活用し、多様性、公平性、アクセシビリティ、包摂性の4つの観点を重視した施設の検討を進めます。（基本目標3 施策1 取組1）
・市民ミュージアムをはじめ、美術館、博物館の作品等のデジタル・アーカイブ化の推進や、デジタル技術を活用した市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供（基本目標3 施策2）

(4)文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用を位置付け【新規】

・「民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する」（横断的な戦略4）
・既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施（基本目標3 施策2 取組3）

4 本計画の位置付け



5 計画期間

令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間
社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえながら、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

第3章 本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿

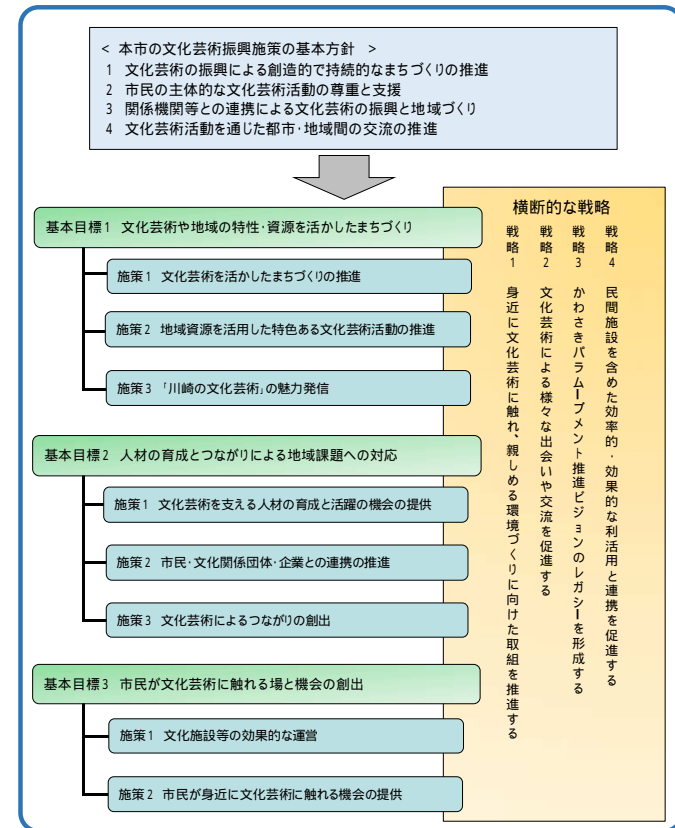
本市の文化芸術振興の重点的な取組を踏まえ、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち - 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す -」を本計画で目指すまちの姿とします。

「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」
～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～

2 計画の体系

この「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図る3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を定め、横断的な戦略を取り入れつつ、具体的な取組を進めていきます。

＜本計画で目指すまちの姿＞
「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」
～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～



第3期川崎市文化芸術振興計画（概要版）

3 基本目標と施策の展開

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

本市には、様々な文化芸術分野で活動する人がおり、それぞれの地域においても特色のある伝統的な文化芸術が地域に受け継がれています。また、ミュージアム・ホールをはじめ多くの文化関連施設があるなど、市内には豊富な文化芸術資源があります。本市では、音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に発信し、市民の地域への愛着を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、心豊かな社会が形成され、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	音楽によるまちづくり	○	○	○	○
取組2	映像によるまちづくり	○	○		○
取組3	「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり	○	○	○	○

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿って南北に長い川崎では、それぞれの地域において特色のある文化芸術や民俗芸能が育まれてきました。また、東海道など江戸時代から栄えた街道筋、生田緑地や新百合ヶ丘周辺の文化施設が多く集まる地域では、それぞれの地域資源を活かした文化芸術活動が行われています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	○	○	○	○
取組2	生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信	○	○	○	○
取組3	芸術のまちづくり	○	○	○	○
取組4	多摩川を活用したまちづくり	○		○	
取組5	地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり	○			○
取組6	企業・産業が生み出す文化芸術の活用	○			○

施策3 「川崎の文化芸術」の魅力発信

個性と魅力あふれる川崎の文化芸術を戦略的に発信することにより、都市イメージの向上によるシビックプライドを醸成するとともに、市内外や国外から人々を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりや地域などでの文化交流を図ります。

また、最近では、若い世代を中心にプレイキン、ミューラルアートなどストリートカルチャーが注目を集めており、新たな川崎の文化芸術の発信を進めます。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	魅力的な文化芸術事業の発信	○	○	○	○
取組2	文化交流の推進		○		
取組3	若者文化の発信	○	○		

基本目標2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養(かんよう)することから、子どもたちに文化芸術鑑賞や体験などの機会を提供することはとても重要です。また、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、楽しめる環境を作ることによって、地域の文化芸術活動を支える人材になることも期待できることから、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を提供し、人材の育成を図っていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、つながることによって、地域全体で文化芸術の振興を図るとともに、アートによるつながりを生み、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実	○	○		○
取組2	ボランティアの育成と活躍機会の拡充		○	○	
取組3	若手芸術家等の育成支援	○	○		

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な主体が文化芸術活動を行っています。今後も相互の情報の共有化を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	ネットワークづくりの推進	○	○	○	
取組2	文化芸術の様々な分野への活用	○			○
取組3	文化芸術活動の連携の促進		○		

施策3 文化芸術によるつながりの創出

文化芸術は、人と人との心のつながりを生み、社会的包摂性を育むとともに、様々な価値観などを認め合う寛容な多様性も育むことができます。

文化芸術活動の機会の提供や情報整備などの環境づくりを推進することによって、多様な市民の参加を促進し、地域のつながりを強めるなど様々なつながりを創出して、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1	誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供	○	○	○	○
取組2	アートコミュニティの形成	○	○	○	○
取組3	文化芸術活動を行うための情報環境の整備	○	○		○

第3期川崎市文化芸術振興計画（概要版）

基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出

市内では、美術館やホール等の文化施設での鑑賞だけでなく、文化団体等による美術、音楽、演劇、伝統文化や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承などの多様な文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民がシビックプライドをもって暮らすことができるよう進めていきます。

施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点となる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、楽しみ、親しむことができる環境を提供していきます。

	戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1 施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施			○	○
取組2 施設間の連携・協力		○		○
取組3 文化施設等のアウトリーチ活動の充実	○	○		
取組4 バリアフリーの推進	○		○	
取組5 専門人材の養成			○	
取組6 計画的な修繕の実施			○	

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が文化芸術に気軽に触れ、楽しむことができる環境づくりや、デジタル技術の活用を推進しWebでの作品などのコンテンツの掲載を行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、美術館等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

	戦略1	戦略2	戦略3	戦略4
取組1 身近に文化芸術に触れる機会の充実	○	○	○	
取組2 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	○		○	
取組3 文化芸術活動を行う環境の拡充	○			○
取組4 文化芸術活動を発表する場の提供	○			○

4 横断的な戦略

文化芸術の振興にあたり、3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策に基づく各取組を進めていくだけでなく、次の4つの「横断的な戦略」の実施可能な部分を各々の取組に取り入れることで、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流を促進させ、「本計画の目指すまちの姿」を形成していきます。

戦略1 身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する

戦略2 文化芸術による様々な出会いや交流を促進する

戦略3 かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する

戦略4 民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する

第4章 計画の推進について

1 成果指標

計画期間内（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）において、本計画を着実に推進するため、川崎市総合計画（第3期実施計画）の成果指標を活用して、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

成果指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和15 2033年度)
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合	45.2%	55.0%以上
主要文化施設の入場者数	82.3万人	140.5万人以上
ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率	75.63%	75%以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合	12.1%	20%以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合	46.3%	60%以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	11.4%	30%以上
文化・芸術の環境に対する満足度	29.6%	40%以上

2 連携による本計画の推進

(1) 庁内連携

関係局区による「川崎市文化芸術振興庁内推進委員会」を設置し、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整を行っていくほか、本計画の進捗管理も行っていきます。

(2) 公益財団法人川崎市文化財団との連携

市と文化財団はさらに連携を深め、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

(3) 文化団体、大学、企業等との連携

文化団体、大学、企業等の多様な主体と連携を図り、更なる本市の文化芸術振興を推進していきます。

3 計画の進行管理・評価の体制

(1) 川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）による進行管理等

本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。

(2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

(3) 計画の年度管理

文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげるなどにより、文化芸術の振興における「P D C A（計画 - 実行 - 評価 - 改善）サイクル」の役割を担っていきます。